給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０号

仙台市太白区鹿野３丁目19番１―503号

再生債務者　外山　正信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月10日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１号

山梨県大月市賑岡町ゆりケ丘27番地14

再生債務者　河野　則夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月13日

甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２３年（再ロ）第１８号

埼玉県幸手市中５丁目11番10号

再生債務者　青木　克仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月13日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第３１号

横浜市鶴見区東寺尾中台22番24―402号

再生債務者　北川　篤史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月13日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１１号

高知市上町４丁目10番30号

再生債務者　森田　憲一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月13日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第６号

北海道旭川市東光１条６丁目１番２号　ルミネ１．６―101号室

再生債務者　渡辺　智子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月13日　　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第２号

山形県鶴岡市田代字森下81番地

再生債務者　渡部　二郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月13日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（再ロ）第２号

香川県観音寺市柞田町乙40番地１　ＷＥＬＬ101号

再生債務者　山口小百合

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月13日

高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（再ロ）第７０号

大阪市都島区大東町３丁目３番１―303号

再生債務者　村上　智彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月14日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第４号

福島県二本松市塩沢町１丁目325番地

再生債務者　斎藤　文惠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月14日　　福島地方裁判所

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 23 年３月 31 日

会計検査院共済組合代表者
会計検査院長　重松　博之

第31条第１項の表中「$\frac{3.89}{1,000}$」を「$\frac{3.60}{1,000}$」に、「$\frac{7.78}{1,000}$」を「$\frac{7.20}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年一月十一日
掲載貢　七十八貢（号外第六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年一月十一日
掲載貢　七十八貢（号外第六号）

平成二十四年二月二十二日

札幌市中央区北七条西十一丁目

（甲）株式会社桑和
代表取締役　小林　俊之

札幌市北区北八条西六丁目二番地二七

（乙）株式会社サンクラーク
代表取締役　小林　俊之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年一月二十五日
掲載貢　五十四貢（号外第十八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年一月二十五日
掲載貢　五十四貢（号外第十八号）

平成二十四年二月二十二日

千葉市中央区宮崎二丁目八番一四号

（甲）株式会社ライフ吉田
代表取締役　吉田　均

千葉市美浜区中瀬一丁目三番地

（乙）旅客事業株式会社
代表取締役　吉田　平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十二日
掲載貢　九十八貢（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十二日
掲載貢　一〇四貢（号外第一三三号）

平成二十四年二月二十二日

千葉県茂原市東郷一四三〇番地

（甲）オリエンタル化成株式会社
代表取締役　能登路俊郎

岡山県井原市木之子町三七〇一番地一

（乙）トーヨープラックス株式会社
代表取締役　寺田興志雄